

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針 見直しの検討事項

1. レベル4に分類される原水に対する対応措置として、以下の要件を満たす施設整備（ろ過設備＋紫外線処理設備）を新たに位置付けてはどうか。

○給水栓における濁度の水道水質基準（2度以下）を満たすことが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）。

○クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備。具体的には以下の要件を満たすもの。

- ① 紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線（253.7nm 付近）の照射量を常時10mJ/cm²以上確保できること。
- ② 処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。
 - ・濁度 2度以下であること
 - ・色度 5度以下であること
 - ・紫外線(253.7nm 付近)の透過率が75%を超えること（紫外線吸光度が0.125 abs./10mm未満であること）
- ③ 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。
- ④ 処理対象とする水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること。

2. レベル4の原水に紫外線処理設備を導入するにあたって留意すべき事項は何か。